

- お知らせ -

平成18年9月21日  
東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
阪神高速道路株式会社  
本州四国連絡高速道路株式会社

**E T Cマイレージサービスの二輪車特例措置を終了します**  
～新規登録の受付は平成18年11月30日まで、特例措置によるE T Cマイレージサービスの利用は平成19年11月30日までとなります。～

二輪車をご利用の方を対象として、平成18年3月23日から実施しておりましたE T Cマイレージサービスの二輪車特例措置(二輪車の自動車検査証のコピーをご提出いただくことにより、E T C車載器がなくてもE T Cマイレージサービスにご登録いただくことを可能とした措置)を次のとおり終了します。

(1) 二輪車特例措置による新規登録の受付終了

平成18年11月30日をもって終了いたします。

当日消印の郵送申込みまで有効です。

(2) 二輪車特例措置によるE T Cマイレージサービスご利用の終了

平成19年11月30日をもって終了いたします。

特例措置によりE T Cマイレージサービスをご利用いただいているお客様には、新規に二輪車用E T C車載器を購入・取付け・セットアップしていただいた上で、平成19年11月30日までに当該E T C車載器のE T C車載器情報その他所定の事項を届け出いただきますと、これまでどおりE T Cマイレージサービスをご利用いただけます。

平成19年11月30日までに上記の届出がなされない場合は、特例措置によるE T Cマイレージ登録が抹消されます。この場合、ポイントは平成19年11月20日に付与される同年10月のご走行分まで、還元額のご利用は平成19年11月30日までとなります。また、E T Cマイレージ登録が抹消されると、ポイント及び還元額も消滅しますので、ご注意ください。

なお、新規に二輪車用E T C車載器を購入・取付け・セットアップ(再セットアップを除く)していただければ、最大2000ポイントをプレゼントするキャンペーンを行います。(プレゼントポイントは、NEXCO東日本/中日本/西日本のポイントとなります。)